

大雨の被害に遭われた方へ「雑損控除申告相談会」開催について

住宅や家財などに被害を受けた方は、所得税・個人住民税が軽減される雑損控除等が受けられる場合があります。町では、今回の大雨により被害を受けた方を対象として、雑損控除等の確定申告相談会を次のとおり開催いたします。

日程	開設時間	会場
令和5年 1月30日(月)、 1月31日(火)	午前9時30分～ 午前12時、 午後1時30分～ 午後4時	今庄事務所 (今庄84-25)

※今回の相談会は雑損控除を申告される方のみが対象となります。

※当日は「入場整理券」を配布いたします。なお、「入場整理券」の数には限りがございますので、ご了承ください。

雑損控除とは

災害等により資産に損害を受けたとき、その損失額に基づいて計算した金額を所得金額から差し引くことができる所得控除のひとつです。

対象となる資産

●生活に必要な資産(住宅、家具、30万円以下の貴金属、自動車等)

また、上記資産の所有者が次のいずれかである必要があります。

- ・納税者本人
- ・納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、前年中の総所得金額等が48万円以下の者

雑損控除額の計算方法

次のうち、どちらが多い方の金額が雑損控除額となります。

- ①(差引損失額)ー(総所得金額等)×10%
 - ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)ー5万円
- ※「差引損失額」とは、損害金額から保険金等によって補填される金額を差し引いた後の金額です。
- ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連したやむを得ない費用のことです。

申告の際に必要な書類等

●被害を受けた資産の取得価格や取得年月日が分かる書類

●災害関連支出(被災資産の修復費用等)の領収書

●罹災(被災)証明書の写し

●保険金(補助金)等の補填金額が分かる書類(保険金等が支給された場合のみ)

●マイナンバーカード

(マイナンバーカードを作成されていない方は、通知カード及び本人確認書類)

●その他、確定申告に必要な書類

- ・給与や公的年金等の源泉徴収票
- ・営業や農業、不動産の収支内訳書など所得金額が分かるもの

・生命保険料や地震保険料の控除証明書

・医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)

・寄附金の領収書または受領書(寄附金控除を受ける方)

・申告者本人の金融機関の口座番号などが分かるもの(所得税の還付申告をされる方)

・e-Tax利用者識別番号・D・パスワードが分かる書類(お持ちの方のみ)

・昨年の確定申告書の控え(お持ちの方のみ)

※詳細につきましては、町民税務課までお問合せください。

問合せ

町民税務課

TEL 0778-4718014

